

# 65歳以上の方が 負担する 介護保険料を改定

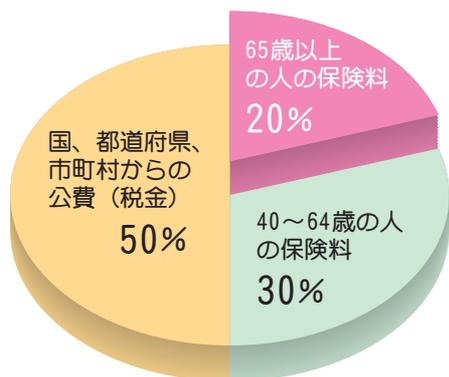
照会先 高齢福祉課  
☎ 77334  
☎ 77304

- 介護保険法では、保険者である市町村が、保険給付に関する計画を3年ごとに定め、その計画で見込んだ保険給付に必要な費用の財源の1つである介護保険料も3年ごとに見直すこととされています。
  - このたび、第4期(平成21年度から平成23年度までの3年間)の介護保険事業計画を決定し、保険料の額などについても見直しをしました。その内容は、次のとおりです。
    - ・保険料の基準額を年額45,600円にしました。
    - ・所得段階を6段階から9段階にしました。
  - 事業計画期間の3年間は、保険料の額を同じにするのが原則となっておりますが、平成21年度に実施される介護報酬の改定(3%引き上げ)に伴って、保険料が急激に上昇しないように、国の緊急特別対策として、国庫からの交付金により次のように保険料が軽減されます。
    - ・平成21年度 改定による上昇分の全額(3%分)
    - ・平成22年度 改定による上昇分の半額(1.5%分)
- ※平成21年度の介護報酬の改定は、介護に従事する人の処遇を改善するために実施されるものです。

■平成21年度から平成23年度までの介護保険料の年額(保険料額=基準額×調整率) 単位:円

所得段階		調整率	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	老齢福祉年金受給者で同居の家族全員が市民税非課税の方または生活保護を受けている方	0.50	22,140	22,440	22,800
第2段階	同居の家族全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	22,140	22,440	22,800
第3段階	同居の家族全員が市民税非課税で第1・第2段階に該当しない方	0.75	33,210	33,660	34,200
第4段階	同居の家族の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 0.85	37,630	38,140	38,760
第5段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	44,280	44,880	45,600 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税の方	前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	48,700	49,360
第7段階		前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	55,350	56,100
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	66,420	67,320
第9段階		前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.75	77,490	78,540
保険料基準額(月額)		—	3,690	3,740	3,800

## 介護保険の財源



## 保険料上昇抑制のイメージ

